

平成15年度民間企業並財務諸表に反映させる事項（案）

1. 基本方針

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の開始貸借対照表については、国民と機構及び会社（高速道路株式会社をいう。）との間に新たな経営資源の委託・受託関係が生じた（フレッシュ・スタート）という認識に立って作成するものとする。

この基本方針を踏まえ、平成15年度決算時に道路関係四公団が作成する民間企業並財務諸表は、機構の開始貸借対照表作成のための準備段階と位置付け、本検討会にて決定した以下の事項について反映するものとする。

2. 反映させる事項

開始貸借対照表における道路資産の評価について、時価評価の方法は再調達原価方式とする。

償却資産の再調達原価方式は、日本道路公団は標準的単金方式、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団はデフレーター調整方式とする。

補償費は、固定資産の取得に要する直接付随費用として原価に算入する。償却資産に係る建設中の金利は、資産に計上。ただし、高速自動車国道に係るものについては資産に計上せず、期間費用として処理する。（なお、民営化後に供用する道路資産の評価・移替については別途検討するものとする。）

3. その他の留意事項

評価の基準年度は、平成14年度決算時のものを変更しない（昨年度決算時に評価した資産額の時点修正は行わない）。平成15年度に取得した資産の価額は取得原価に基づくものとする。なお、日本道路公団が作業を行っている非償却資産（土地）の再評価（鑑定評価手法を用いた再評価）については、平成15年度末日を基準とする検討成果を反映させるものとする。

機構及び会社の設立日を基準とする開始貸借対照表の作成が円滑に進むように、平成16年度決算においては、基準時点の見直しを行うものとする。

【評価の基準年度を平成14年度決算時と変更しない理由】

再調達原価を算定するためのデフレーターに何を採用するのか未定であること、また、近年の建設工事費の傾向から基準年度の変更が資産価額に与える影響が小さいと見込まれることから、評価の基準年度を変更しないこととする。